

公 告

関税法第 69 条第 1 項の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（同条約第 15 条 3 及び第 23 条 2 の規定により日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第 1 条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所として、下記のとおり、平成 25 年 7 月 1 日から指定するので公告する。

記

ワシントン条約該当貨物に関するもの

門司税関福岡外郵便出張所

門司税関福岡外郵便出張所管轄区域内の保税地域

平成 25 年 6 月 27 日

門司税関長 篠 崎 透